

議案第52号

西脇市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月8日

西脇市長 片山象三

(理由)

一般職の職員の給与に関する法律及び民法の改正による非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため。



(障害補償年金前払一時金)

第3条の4 (略)

2～4 (略)

5 (略)

(1) (略)

(2) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、事故発生日における法定利率に当該支給期月以後の経過年数(当該年数に1を加えた数)を乗じて得た額

6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあつては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に事故発生日における法定利率に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。  
(遺族補償年金前払一時金)

第4条 (略)

2～6 (略)

7 (略)

(1) (略)

(2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、事故発生日における法定利率に当該支給期月以後の経過年数(当該年数に1を加えた数)を乗じて得た額

8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあつては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に事故発生日における法定利率に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。  
(略)

別表 (第5条関係)

(障害補償年金前払一時金)

第3条の4 (略)

2～4 (略)

5 (略)

(1) (略)

(2) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、100分の5に当該支給期月以後の経過年数(当該年数に1を加えた数)を乗じて得た額

6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあつては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。  
(遺族補償年金前払一時金)

第4条 (略)

2～6 (略)

7 (略)

(1) (略)

(2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、100分の5に当該支給期月以後の経過年数(当該年数に1を加えた数)を乗じて得た額

8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあつては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。  
(略)

別表 (第5条関係)

補償基礎額表		勤務年数	
階級	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,440円	13,320円	14,200円
分団長及び副分団長	10,670円	11,550円	12,440円
部長、班長及び団員	8,900円	9,790円	10,670円

備考  
1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に特に上位の階級に任命された非常勤消防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。

2 (略)

補償基礎額表		勤務年数	
階級	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,400円	13,300円	14,200円
分団長及び副分団長	10,600円	11,500円	12,400円
部長、班長及び団員	8,800円	9,700円	10,600円

備考  
1 死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。

2 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の西脇市消防団員等公務災害補償条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。
- 2 (経過措置)  
この条例による改正後の西脇市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき理由の生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき理由の生じた適用日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、適用日前に支給すべき理由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び適用日前に支給すべき理由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。